

五所川原市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

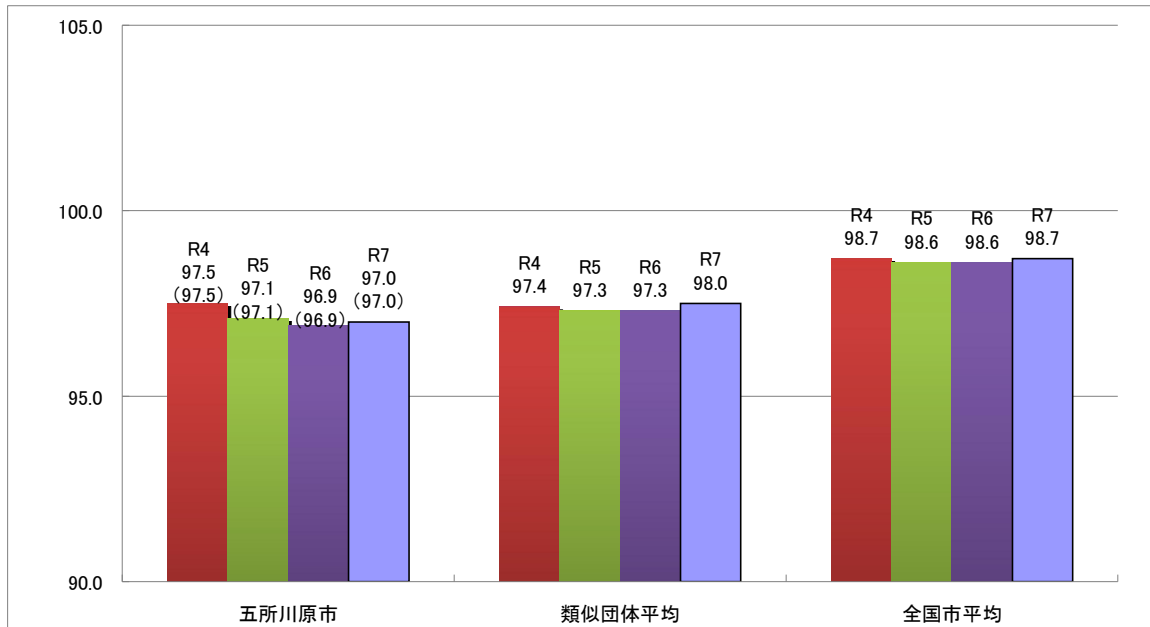
区分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	49,820	33,189,180	2,220,211	3,463,267	10.4	10.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	387	1,453,428	195,275	578,313	2,227,016	5,755	6,123

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は令和6年4月1日現在の人数であり、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいません。
 3 給与費は、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。若年層については改定なし。高齢層については最大4%引き下げ。激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し（医療職給料表（1）適用者のみ支給）

（支給割合）国基準16%に対し、五所川原市においても16%を支給。
 （実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、給与改定後は平成27年4月1日に遡及し15.5%、平成28年4月1日から16%を支給。
 （参考）

	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	平成31年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合
	4月1日	遡及改定後						
国基準による支給割合	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
五所川原市の支給割合	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合	令和7年度の支給割合				
	国基準による支給割合	16%	16%	16%	16%			
五所川原市の支給割合	16%	16%	16%	16%				

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五所川原市	41.3 歳	311,600 円	346,829 円	334,104 円
青森県	42.5 歳	321,300 円	384,183 円	349,835 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
五所川原市	57.6歳		274,700円	286,750円	282,717円	—	—	—	—
うち用務員	54.9歳		292,900円	300,550円	300,956円	用務員	49.3歳	215,100円	1.40
うち自動車運転手	60.3歳		249,000円	291,550円	262,050円	自家用自動車 運転者	56.4歳	215,700円	1.35
うち学校給食調理員	63.0歳		209,000円	212,550円	209,000円	調理士	46.3歳	225,400円	0.94
うちその他労務員	56.3歳		302,400円	307,900円	311,838円	—	—	—	—
青森県	54.1歳	211人	305,500円	342,029円	321,950円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	52.3歳	10人	312,166円	339,859円	325,721円	—	—	—	—
区分	参 考			※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年～令和6年の3ヶ年平均） ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。 ※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。					
	年収ベース（試算値）の比較								
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D						
五所川原市	—	—	—						
うち用務員	4,945.8千円	2,986.4千円	1.66						
うち自動車運転者	5,146.5千円	2,674.3千円	1.92						
うち学校給食調理員	3,023.6千円	2,915.1千円	1.04						
うちその他労務員	4,965.1千円	—	—						

③教育職（一）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
五所川原市	51.4 歳	409,970 円	434,110 円
青森県	47.3 歳	383,900 円	428,797 円
類似団体	44.4 歳	393,144 円	442,352 円

※ 青森県及び類似団体については、高等（特別支援・専修・各種）学校教育職の数値である。

④教育職（二）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
五所川原市	48.3 歳	418,230 円	452,702 円
青森県	47.2 歳	381,500 円	421,086 円
類似団体	40.8 歳	314,249 円	348,456 円

※ 青森県及び類似団体については、小・中学校（幼稚園）教育職の数値である。

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		五所川原市	青森県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	192,500 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年	経験年数25～30年	経験年数30～35年
一般行政職	大学卒	287,100 円	320,100 円	365,700 円	389,900 円	395,900 円
	高校卒	256,600 円	277,600 円	337,900 円	366,500 円	383,900 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円

※ 該当者が2人以下の場合は「—」としている。

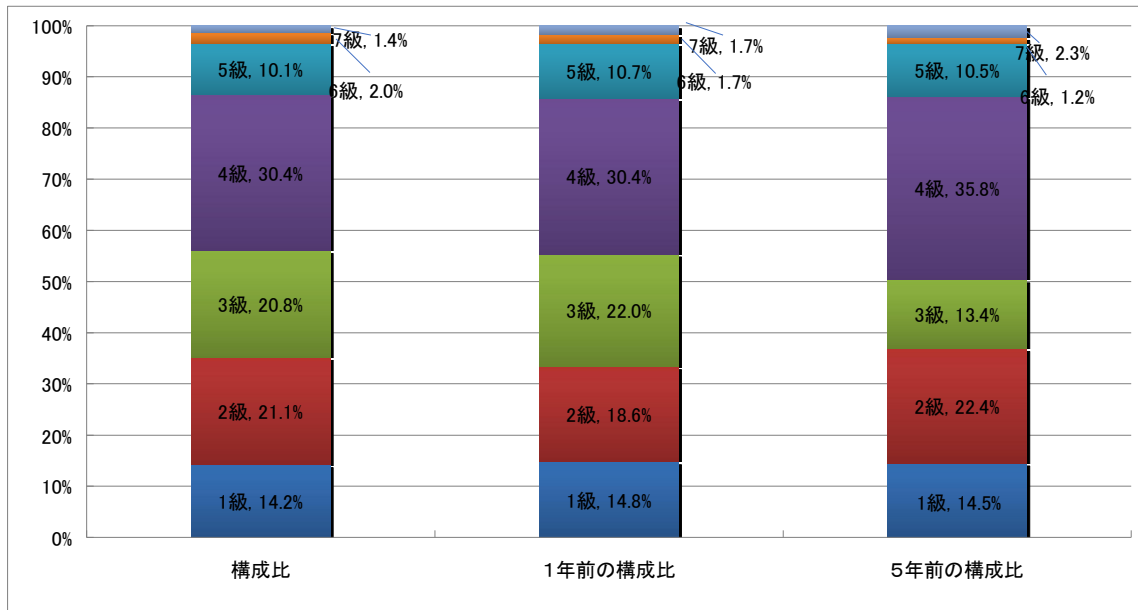
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

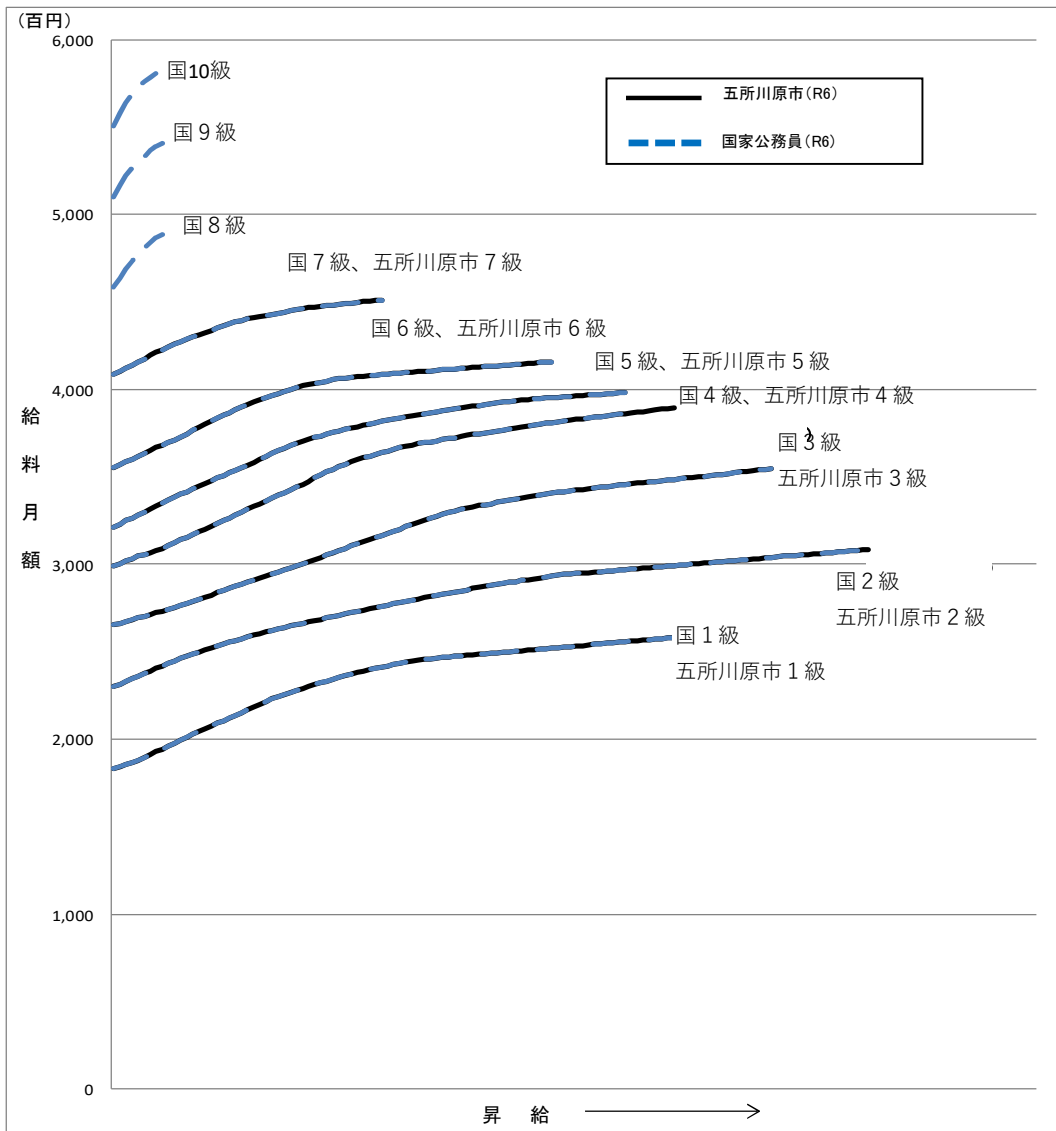
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	5 人	1.4 %	408,300 円	450,900 円
6級	参事	7 人	2.0 %	355,200 円	415,700 円
5級	課長	35 人	10.1 %	321,300 円	398,200 円
4級	課長補佐	105 人	30.4 %	298,800 円	389,300 円
3級	係長	72 人	20.8 %	265,300 円	354,700 円
2級	主任	73 人	21.1 %	230,000 円	308,500 円
1級	主事	49 人	14.2 %	183,500 円	258,100 円

（注）1 五所川原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 期末手当・勤勉手当

五所川原市	青森県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,486 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,776 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算（5～15%）	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算（5～20%） ・管理職加算（10～25%）	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算（5～20%） ・管理職加算（10～25%）

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(3) 退職手当(令和7年4月1日現在)

五所川原市					国				
(支給率)	自己都合		応募認定・定年		(支給率)	自己都合		応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.7090	月分	47.709	月分
・調整額					・調整額				
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～54,150円)					職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～95,400円)				
・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2～4.5%)					その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率3～4.5%)				
・1人当たり平均支給額									
自己都合		4,499千円			自己都合		4,499千円		
応募認定・定年		20,959千円			応募認定・定年		20,959千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職員に支給された平均額である。

(4) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		1,296 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		1,295,808 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数(令和6年度)	国の制度(支給率)
医療職(一)の適用を受ける職員	16.0 %	1 人	16.0 %

(5) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		7,086 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		171,080 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		9.05 %		
手当の種類(手当数)		8 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫に従事する職員	感染症患者等の救護、感染症病原体附着物件等の処理作業、感染症病原体を有する家畜の防疫作業に従事した場合	0 千円	日額 290円
税務手当	市税の徴収に関する外勤事務に従事した職員	市税の徴収に関する外勤事務に従事した場合	0 千円	月額 4,500円
社会福祉職手当	生活保護法に関する現業事務に従事した職員	生活保護法に関する現業事務に従事した場合	1,494 千円	月額 5,500円
犬、猫等へい死体処理手当	犬、猫等動物のへい死体の処理作業に従事した職員	犬、猫等動物のへい死体の処理作業に従事した場合	59 千円	1回当たり 300円
用地交渉等手当	用地の取得交渉、物件移転に係る補償交渉、区画整理事業における換地交渉の業務に従事した職員	用地の取得交渉、物件移転に係る補償交渉、区画整理事業における換地交渉の業務に従事した場合	0 千円	日額 300円
診療手当	診療所に常時勤務する医師及び歯科医師	診療業務に従事した場合	5,492 千円	医：月額 457,600円 歯：月額 311,500円
往診手当	診療所に勤務する医師、歯科医師及びその補助者	医師、歯科医師及びその補助者が往診業務に従事した場合	4 千円	社会保険診療報酬点数表に基づく額
エックス線操作手当	診療所に勤務する診療放射線技師	診療放射線業務に従事した場合	39 千円	社会保険診療報酬点数表に基づく額

(6) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	67,109 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	165,700 円
支給実績(令和5年度決算)	68,163 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	166,656 円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。)である。

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者・父母等 3,000円 父母等 6,500円 子 11,500円 ※満16歳～満22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		39,362 千円	205,008 円
通勤手当	バス等交通機関利用者 限度額 150,000円 片道2km以上で自動車等交通用具利用者 2,000 ～ 31,600円	同じ		18,583 千円	78,409 円
住居手当	自宅 なし 借家、借間 限度額 27,000円	同じ		28,058 千円	277,795 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 15,000 ～ 105,000円			23,700 千円	401,695 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が 週休日、休日等に勤務したとき 2,000 ～ 10,000円	同じ		-	-
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難な職 限度額 416,600円	同じ		1,284 千円	1,284,000 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により単身 赴任となる職員 限度額 100,000円	同じ		-	-
休日勤務手当	休日等に勤務する職員 単価 × 135/100 (1時間当たり)	同じ		1,424 千円	19,503 円
寒冷地手当	五所川原市内その他寒冷の地域に 在勤する職員 8,200 ～ 19,800円	同じ		29,554 千円	67,940 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	834,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 市 長	681,000 円	985,000 円 / 391,500 円 790,000 円 / 420,000 円
報 酬	議 長	425,000 円	545,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	381,000 円	475,000 円 / 200,000 円
	議 員	352,000 円	442,000 円 / 180,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)	
	副 市 長	3.40 月分	
退 職 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	3.40 月分	
備 考	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	給料月額 × 45.5/100 × 在職月数	1,822 万円 任期毎
	備 考	給料月額 × 26.5/100 × 在職月数	867 万円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

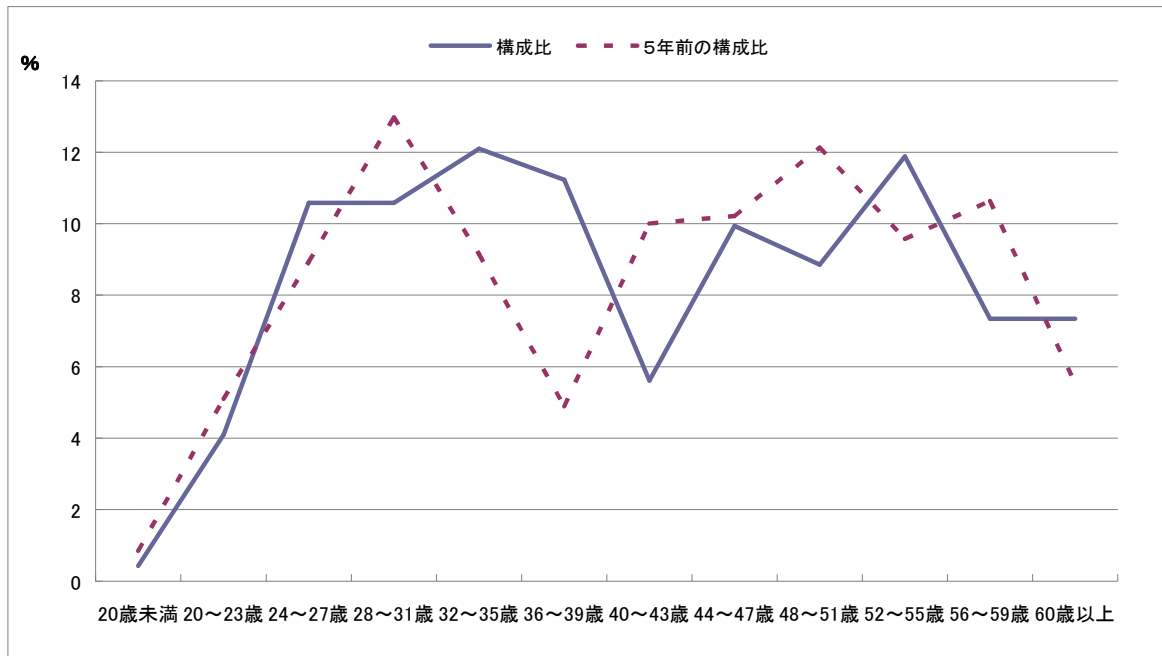
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	4	4	0	広報広聴業務及び選挙管理委員会体制強化等による増
	総務	107	111	4	
	税務	30	30	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	36	35	△1	
一般行政部門	商工	16	16	0	水産業業務体制見直しによる減
	土木	47	45	△2	
	民生	60	62	2	職員の退職及び任用替えによる減
	衛生	35	34	△1	
	小計	336	338	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.84人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 86.20人)
	教育部門	51	48	△3	教育に係る業務の体制見直しによる減
	小計	387	386	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.47人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 110.71人)
公営企業等会計部門	水道	19	20	1	水道事業体制強化による増
	下水道	9	10	1	下水道事業体制強化による増
	その他	45	47	2	介護保険事業及び工業用水道事業体制強化による増
	小計	73	77	4	
合計		460 [611]	463 [611]	3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.93人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	19人	49人	49人	56人	52人	26人	46人	41人	55人	34人	34人	463人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	335	337	335	337	338	336	1 (0.3%)
教育	61	56	52	52	53	51	▲8 (▲14.3%)
普通会計	396	393	387	389	391	387	▲7 (▲1.8%)
公営企業等会計	77	77	77	78	77	73	0 (0.0%)
総合計	473	470	464	467	468	460	▲7 (▲1.5%)

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	1,300,842	54,754	123,275	9.5	10.1

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度	20	72,783	7,375	29,478	109,636	5,482	6,317

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数であり、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいません。

3 給与費は、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費を含んでいません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
五所川原市 水道事業	44.0 歳	328,282 円	453,228 円
水道事業 (公営企業会計) 市町村平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

五所川原市水道事業		水道事業(公営企業会計)市町村平均	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,246 千円		1,594 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.05 月分	— 月分	— 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(—) 月分	(—) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~15%)		—	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

五所川原市水道事業			水道事業(公営企業会計)市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	— 月分	— 月分

五所川原市水道事業	水道事業（公営企業会計）市町村平均
・調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円～54,150円） ・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%） 1人当たり平均支給額 18,976 千円	その他の加算措置 1人当たり平均支給額 7,848 千円

（注）水道事業の退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度～令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,306 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	93,225 円
支給実績（令和5年度決算）	1,731 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	108,126 円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）である。

エ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	配偶者・父母等 3,000円 父母等 6,500円 子 11,500円 ※満16歳～満22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		1,524 千円	152,350 円
通勤手当	バス等交通機関利用者 限度額 150,000円 片道2km以上で自動車等交通用具利用者 2,000 ～ 31,600円	同じ		1,393 千円	92,813 円
住居手当	自宅 なし 借家、借間 限度額 27,000円	同じ		648 千円	324,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 15,000 ～ 105,000円			1,524 千円	381,000 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が 週休日、休日等に勤務したとき 2,000 ～ 10,000円	同じ		0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により単身赴任となる職員 限度額 100,000円	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	五所川原市内その他寒冷の地域に 在勤する職員 8,200 ～ 19,800円	同じ		1,234 千円	68,533 円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	131,861	△ 25,077	10,651	8.1	10.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	1	4,356	322	1,748	6,426	6,426	6,538

（注）1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数であり、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいません。

3 給与費は、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費を含んでいません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
五所川原市工業用水道事業	53.1歳	367,400円	525,524円
工業用水道事業 (公営企業会計) 市町村平均	46.2歳	358,291円	546,700円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

五所川原市工業用水道事業		工業用水道事業（公営企業会計）市町村平均	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,749千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,632千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.05月分 (1.00)月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 ー月分 (ー)月分 勤勉手当 ー月分 (ー)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算（5～15%）		(加算措置の状況) ー	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

五所川原市工業用水道事業			工業用水道事業（公営企業会計）市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	ー月分	ー月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	ー月分	ー月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	ー月分	ー月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	ー月分	ー月分
・調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円～54,150円）			その他の加算措置		
・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%）					
1人当たり平均支給額	ー千円		1人当たり平均支給額	5,218千円	

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	0千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	0円
支給実績（令和5年度決算）	197千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	98,430円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）である。

エ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	配偶者・父母等 3,000円 父母等 6,500円 子 11,500円 ※満16歳～満22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		78千円	78,000円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
通勤手当	バス等交通機関利用者 限度額 150,000円 片道2km以上で自動車等交通用具利用者 2,000 ～ 31,600円	同じ		51 千円	50,400 円
住居手当	自宅 なし 借家、借間 限度額 27,000円	同じ		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 15,000 ～ 105,000円			0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が 週休日、休日等に勤務したとき 2,000 ～ 10,000円	同じ		0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により単身 赴任となる職員 限度額 100,000円	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	五所川原市内その他寒冷の地域に 在勤する職員 8,200 ～ 19,800円	同じ		99 千円	99,000 円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	952,408	△ 212,019	39,711	4.2	4.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費27,113千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	10	37,483	3,589	14,448	55,520	5,552	6,188

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数であり、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいません。

3 給与費は、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費を含んでいません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
五所川原市 下水道事業	44.3 歳	324,722 円	460,919 円
下水道事業 (公営企業会計) 市町村平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

五所川原市下水道事業		下水道事業 (公営企業会計) 市町村平均	
1人当たり平均支給額 (令和6年度)		1人当たり平均支給額 (令和6年度)	
1,406 千円		1,562 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.05 月分	— 月分	— 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(—) 月分	(—) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 (5～15%)		—	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

五所川原市下水道事業			下水道事業（公営企業会計）市町村平均		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	— 月分	— 月分
・調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円～54,150円）			その他の加算措置		
・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%）					
1人当たり平均支給額	-	千円	1人当たり平均支給額	6,120	千円

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	- 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	- 円
支給実績（令和5年度決算）	1,044 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	130,478 円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）である。

エ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	配偶者・父母等 3,000円 父母等 6,500円 子 11,500円 ※満16歳～満22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		596 千円	149,000 円
通勤手当	バス等交通機関利用者 限度額 150,000円 片道2km以上で自動車等交通用具利用者 2,000 ～ 31,600円	同じ		430 千円	61,371 円
住居手当	自宅 なし 借家、借間 限度額 27,000円	同じ		1,481 千円	296,160 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 15,000 ～ 105,000円			360 千円	360,000 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が 週休日、休日等に勤務したとき 2,000 ～ 10,000円	同じ		0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により単身 赴任となる職員 限度額 100,000円	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	五所川原市内その他寒冷の地域に 在勤する職員 8,200 ～ 19,800円	同じ		583 千円	72,850 円